

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、関係機関による卸売市場の再編・合理化、その他の食品流通対策に係る事業の効果的かつ効率的な取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（30）、市町（34）、関係団体、事業者

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

石川行政評価事務所

4 実施時期

平成21年12月～23年6月